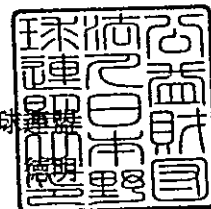


日野連109-93号
2015年11月10日

JABA各地区連盟 御中
JABA各加盟地方団体 御中
JABA加盟チーム 御中

公益財団法人日本野球連盟
事務局長 崎坂 徳明



競技者（選手）の登録抹消届の取扱について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当連盟の各種事業にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして下記のとおりと取り扱うこととなりましたので通知いたします。各地区連盟並びに各加盟地方団体におかれましては、内容をご確認いただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、本通知は各地区連盟並びに各加盟地方団体に発信していますので各加盟地方団体におかれましては、管轄の各加盟チームに対し周知いただきますよう併せてよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 競技者（選手）の登録抹消届

競技者（選手）の登録手続については、現在、第Ⅰ期（1月1日から4月30日）と第Ⅱ期（7月1日から8月31日）に受付期間を限定しているが、今後、登録抹消届については以下のとり取り扱うものとする。

競技者（選手）の登録抹消届は登録手続期間に関わらず一年を通して受理することとする。

2. 問い合わせ

本件について不明な点がある場合は事務局までお問い合わせください。

以上